

## ○甲府市中心市街地空き店舗活用事業補助金交付要綱

平成25年4月1日

産第16号

### (目的)

第1 この要綱は、中心市街地における空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化や地域に密着した街づくりに資するために交付する中心市街地空き店舗活用事業補助金（以下「補助金」という。）について、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 中心市街地 中心市街地における商業活性化等の方針で定められた区域をいう。
- (2) 空き店舗 商業活動又は事務所の用に供していた店舗又は施設で連続して1か月以上利用されていないものをいう。ただし、原則として、大型商業施設等のテナント型店舗は除く。
- (3) 商店街団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定による商店街の事業協同組合及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人として設立された商店街団体、並びに前述の商店街に準ずる任意の商店街をいう。
- (4) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に基づく中小企業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を除く。）又は各種団体（ただし、政治活動及び宗教活動を行う団体は除く。）で店舗経営を行うもの、若しくはこれから行うものをいう。
- (5) 空き店舗活用事業 中心市街地の空き店舗を活用して、別表1に掲げる店舗を開設し継続的に運営する事業をいう。
- (6) オーナーパートナーシップ物件 甲府市、商店街団体及び空き店舗所有者の間において締結する、中心市街地における空き店舗の流通性向上と有効活用に係る協定により定めた物件をいう。

(7)若者 第6に掲げる交付申請書の提出する日において、39歳以下の事業者をいう。

(補助対象者)

第3 補助対象者は、次の各号に掲げる事項を満たす商店街団体及び事業者（以下「商店街団体等」という。）とする。

- (1) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合には、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること。
- (2) 市町村民税を滞納していないこと。
- (3) 代表者若しくは役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (4) 代表者若しくは役員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の構成員ではないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4 この要綱において、補助の対象となる経費は次の各号に掲げるものとし、補助率等は別表2に定めるところによる。

- (1) 内装・設備工事費（備品を除く。以下「店舗改装費」という。）
- (2) 店舗賃借料

(補助対象要件)

第5 第4に規定する経費の補助を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 店舗は、原則として週4日以上昼間に営業し、かつ1日の営業時間が6時間以上であること。ただし、別に市が指定する集積エリアで飲食店を開業するときは、昼間の営業を問わないものとする。
- (2) 店舗は、管理、補助的経済活動を行う事業所や倉庫等ではないこと。
- (3) 店舗は、中心市街地に立地する路面店の1階部分であること。ただし、建物の1階部分が店舗又は駐車場等として既に活用されている場合であって、専用階段等で直接入れる2階及び3階の店舗は対象とすることができる。
- (4) 当該店舗において、必ず1年以上営業を行うことが見込まれること。

- (5) 中心市街地の活性化に資する公序良俗に反しない店舗であり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業等に該当しないこと。
  - (6) 新規の出店であり、開店後6か月を経っていない店舗であること。
  - (7) 事業者は出店する店舗の所在する地域の商店会等へ加盟すること。（開店後の加盟も可とする。）ただし、商店街が形成されていないエリアについてはこの限りでない。
  - (8) 同一商店街団体等が申請する場合は、補助を受ける出店店舗数が2店舗目までであること。
  - (9) 活用する店舗又は施設は、事業者又は事業者の3親等以内の親族が所有するものでないこと。法人にあっては、当該法人又は当該法人の役員若しくは役員の3親等以内の親族が所有するものでないこと。
- (交付申請等)

第6 補助金の交付を受けようとする商店街団体等は、中心市街地空き店舗活用事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。店舗改装費の補助を受けようとする場合は、工事着手前に申請を行わなければならない。

- (1) 中心市街地空き店舗活用事業計画書（第2号様式）
- (2) 申請者が個人である場合には履歴書、法人又はその他の団体である場合には定款又は規約等の写し
- (3) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し
- (4) 市町村民税納税証明書
- (5) 代表者、役員等氏名一覧表
- (6) 店舗を改装する場合、店舗の改装に係る図面及び店舗改装見積書等経費の内訳がわかる書類
- (7) 賃貸借契約書の写し
- (8) 店舗位置図、平面図及び店舗の写真
- (9) 商店街団体が行う申請の場合、事業の実施等を決定した総会等の議事録の写し
- (10) 誓約書（第3号様式）

(11) その他、市長が必要と認める書類

- 2 事業開始の翌年度に店舗賃借料に係る補助金の交付を受けようとする場合は、交付申請書に、最新期の決算書又は中心市街地空き店舗活用事業報告書（第6号様式）及び前項各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号から第11号までに掲げる書類については、前年度の交付申請書に添付したものから変更がない場合は、添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定により補助金の交付の申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定及び通知）

- 第7 市長は、第6の規定による申請書の提出があったときは、別に定める基準により審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、必要に応じ条件を付し、申請者に対し、通知するものとする。
  - 3 店舗改装費の補助を受けようとする申請者は前項に定める通知があるまで、店舗改装工事に着手してはならない。
  - 4 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。
  - 5 市長は、第1項の規定による交付決定を行うにあたり、第6第3項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされた場合は、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
  - 6 市長は、第6第3項ただし書の規定により交付申請がなされた場合は、補助金に係る

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を補助金の額の確定時において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8 申請者は、申請を取り下げようとするときは、第7第2項の規定による通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第9 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更し、又は第5に規定する補助対象要件を満たさなくなった場合は、中心市街地空き店舗活用事業変更等承認申請書（第4号様式。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10 補助事業者は、補助事業を開始した年度の3月31日まで（事業開始の翌年度の店舗賃借料に関しては補助対象期間満了後1か月以内）に、中心市街地空き店舗活用事業実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 中心市街地空き店舗活用事業報告書（第6号様式）
- (2) 店舗改装費の債務が確定していることを証する書類の写し
- (3) 店舗賃借料の債務が確定していることを証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況を撮影した写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 事業開始年度の翌年度に実績報告書を提出するときは、前項第2号に掲げる書類については、前年度の実績報告書に添付したのから変更がない場合は、添付を省略することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたり補助金に係る当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11 市長は、第10第1項の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の額を確定するものとする。ただし、補助金の確定額は、当該事業の交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとする。

2 市長は、補助金額を確定したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の支払)

第12 市長は、第11の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、報告書(様式第7号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

(補助金交付の取り消し等)

第14 市長は補助事業者が補助対象期間中に第3及び第5に規定する要件を満たさなくなった場合は、当該年度の補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

2 前項の規定により取り消しをした場合は、補助事業者に対して通知するものとする。

3 市長は、第1項の取り消しを行った補助事業者に対し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

4 第1項の規定により当該年度の補助金の交付が取り消された場合は、補助対象となっている同一物件に対し、再度補助金の交付を申請することはできない。

(関係書類の保存期間)

第15 補助事業者は、補助対象経費に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(警察本部への照会等)

第16 市長は、必要に応じ、甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第8条の規定に基づき、商店街団体等が第3第4号に該当するか否か等を山梨県警察本部長に対して確認を行う等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 甲府市空き店舗対策事業等補助金交付要綱（平成14年4月産第1号。次項において「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱第6の規定により交付決定された補助金について、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日から平成30年3月31日までの間において、第6第2項の申請に基づき、申請を行うものに係る補助金の交付額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日から令和3年3月31日までの間において、第6第2項の申請に基づき、申請を行うものに係る補助金の交付額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2関係）

<p>小売業、飲食業、サービス業、とし、それぞれ、日本標準産業分類における次の業種とする。また、個人客へ直接、商品やサービスの提供を行う事業であること。</p> <p>ア 小売業（中分類56～60）</p> <p>イ 飲食店（中分類76）</p> <p>ウ サービス業（細分類7821、7831、7892、7893、7894）</p> <p>なお、商店街団体が実施する事業にあつては、多目的に利用可能なコミュニティ施設など、商店街の集客やイメージアップに有用で、まちづくりに寄与すると市長が認めたものとする。</p>
--

備考 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の開業は、対象外とする。

別表2（第4関係）

活用する店舗	補助対象経費	補助率	補助限度額 (千円未満切り捨て)	支援する時期
申請者が事業者の場合	内装、設備工事費	1/3 以内	150 千円	創業時のみ
	店舗賃借料		360 千円 ※月額 of 限度額は 30 千円	事業開始後 12 か月間
別に市が指定する集積エリアに ジュエリー・クラフト関係の商品 を製造・販売する場合	内装、設備工事費	2/3 以内	625 千円	創業時のみ
	店舗賃借料		720 千円 ※月額 of 限度額は 60 千円	事業開始後 12 か月間
別に市が指定する集積エリアに ジュエリー・クラフト関係の商品 を製造・販売し、かつ、同店舗内 で飲食等の他業務を行う場合 (ジュエリー、クラフトの売場面 積が 60%以上 100%未満)	内装、設備工事費	1/2 以内	500 千円	創業時のみ
	店舗賃借料		600 千円 ※月額 of 限度額は 50 千円	事業開始後 12 か月間
女性が出店する場合	内装、設備工事費	1/3 以内	150 千円	創業時のみ
	店舗賃借料	1/2 以内	480 千円 ※月額 of 限度額は 40 千円	事業開始後 12 か月間

若者が出店する場合	内装、設備工事費	1/3 以内	150 千円	創業時のみ
	店舗賃借料	1/2 以内	480 千円 ※月額の限度額は 40 千円	事業開始後 12 か月間
オーナーパートナーシップ協定 に基づく店舗へ出店の場合	内装、設備工事費	2/3 以内	625 千円	創業時のみ
	店舗賃借料		720 千円 ※月額の限度額は 60 千円	事業開始後 12 か月間
申請者が商店街団体の場合	内装、設備工事費	1/2 以内	500 千円	創業時のみ
	店舗賃借料		600 千円 ※月額の限度額は 50 千円	事業開始後 12 か月間

備考 店舗賃借料の補助対象期間は、事業を開始した日（店舗の営業を始めた日）の属する月の翌月を起算月として連続する12か月間とする。（店舗等を賃借しても開店するまでの期間は補助対象外とする。）